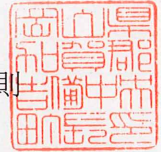


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われましたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 15 日

吉備中央町長 山本 雅 則



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

吉備中央町加茂川地区のぶどう園地

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 3 月 5 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人・・・2 経営体 個人・・・15 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は不足しているが、新規就農者研修事業に積極的に取組み、5名の就農者を確保、現在も3名が研修中である。また、ハイブリッドメガ団地整備により10ha規模の園地が整備され、産地規模は順調に拡大している。一方で、全体の1/4を占める75歳以上の高齢農家は栽培を縮小又は停止する事例が見られており、その園地の荒廃防止のため、流動化や条件整備による園地の継承が課題となっている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

上田西地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化と新たな担い手の育成を目指す。また、部会員全戸に対して、定期的に経営意向調査を行うと共に、個別の農家情報を一元管理し、貸借・売買可能な園地の抽出と地図情報化およびデータベース化を進める。更に、農地中間管理機構や農業委員会等と園地に関する情報交換の場を持ち、出し手と受け手のマッチング、新規就農者の情報や補助事業導入に関する検討会等を開催し、効率的な園地の集積や園地改善を進めていく。

6. 地域農業の将来のあり方

町内には農業公社があり、農業委員会と連携し新規就農者の円滑な就農に努めている。今後は、ぶどう産地の発展を計画的に進めるため、JAや部会も参画し、県民局、農地中間管理機構、土地改良区等とも連携し、農地の計画的な集約と荒廃防止、担い手の確保に取り組む。